

第 1 編 總則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、本市の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 市域の概況

第1 地理的条件

1 位置

本市は、大阪府南部の泉州地域に位置しており、北は堺市、高石市に、西は泉大津市、岸和田市、忠岡町に、東は河内長野市に、南は和泉山脈を境に和歌山県かつらぎ町に隣接している。

市の位置・広さ・標高・面積

位 置	東 経	135° 25' 25"
	北 緯	34° 29' 01"
広 さ	東 西	6.9km
	南 北	18.8km
標 高	最 高	885.7m
	最 低	4.0m
面 積		84.98km ²

2 地勢

本市の地形は、南部が和泉山脈よりなる山地で、これに続く中部が傾斜のゆるい丘陵地であり、北部が大阪湾に向かって広がるなだらかな平地である。

河川は槇尾川・松尾川の二級河川が、南部の山地から北部の平地に向かって流れている。

ため池は、中部の丘陵地を中心に大小232箇所（台帳管理されているため池を対象にカウント。水防ため池60箇所、一般ため池172箇所）が散在している。

第2 地質構造

1 地質

本市の地質は、沖積層・洪積層・段丘層・領家花崗岩・和泉層群等より構成されている。

北部の平地は沖積層となっている。中部の丘陵地は主に洪積層・段丘層からなっているが、槇尾川・松尾川の流域には沖積層もみられる。一方、南部の山地は領家花崗岩・和泉層群からなっている。

2 活断層

本市の直下には、国土地理院活断層図により坂本断層、久米田池断層の2つの活断層の存在が、確認されている。活断層の存在が即、直下型地震につながるとは一概にはいえないが、それらの存在を念頭に入れ、引き続き、なお一層の地震への備え、対応について対策を推進する。

第3 気象

本市は、瀬戸内式気候に属しているため、温暖小雨で比較的しのぎやすい気候である。

年間の平均気温は15.9℃であり、雨量は、年平均1,187mmである（大阪管区気象台堺観測所の平年値）。

また、台風は、年に3度程度接近している（接近とは台風の中心が近畿地方のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合を指し、接近数は近畿地方の平年値を指す）。

第4 社会的条件

1 人口

本市の人口は、平成30年3月末日現在185,936人となっている。

本市においては、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業（トリヴェール和泉）などの開発により、人口

が増加している。

(各年10月1日現在、国調調べ)

年	人 口	世 帯 数	一世帯あたり 人 員	老 年 人 口		
				人 口	割 合	全国割合
平成2年	人 146,127	世帯 42,900	人 3.4	人 13,548	% 9.2	% 12.0
7	157,300	49,686	3.1	17,215	10.9	14.8
12	172,974	57,804	2.9	21,924	12.6	17.3
17	177,856	62,047	2.9	28,000	15.7	20.1
22	184,988	68,342	2.7	34,510	18.6	23.0
27	186,109	71,013	2.6	42,145	22.6	26.6

2 都市構造

北部の平地部は、国道26号や大阪和泉南線などの広域幹線道路のほかにJR西日本阪和線が通っており、その沿線には市街地が広がり、人口密度が高く、本市の都心機能が集中している。

また中部の丘陵部は、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業（トリヴェール和泉）により、泉北高速鉄道、近畿自動車道松原すさみ線、国道170号等広域幹線道路も整備され、今後も発展していく地域である。

第5 過去の主な災害

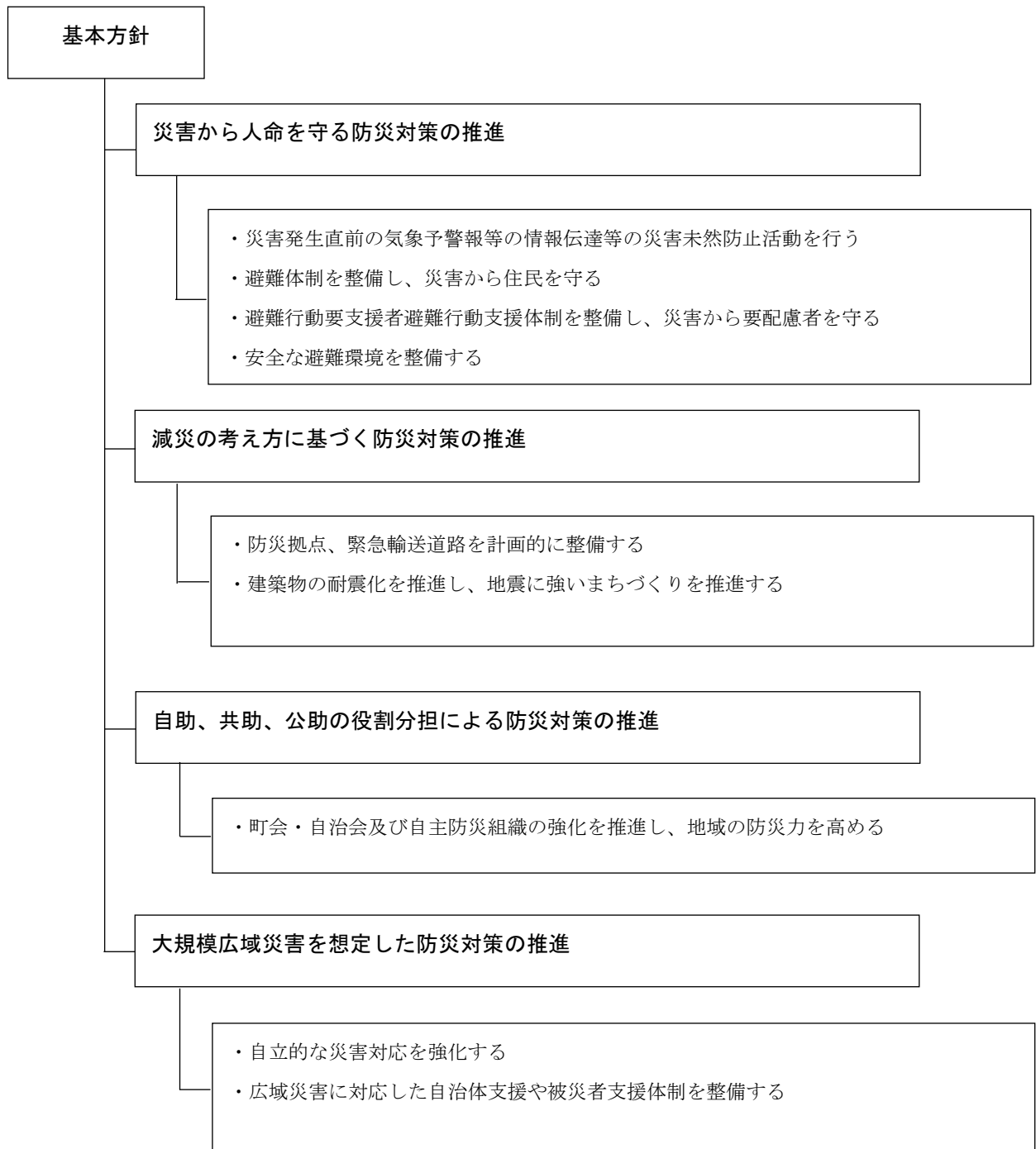
本市における主な風水害被害と、府の主な地震被害は資料編に掲載のとおりである。

- | | | |
|-----|---------|-------------------|
| 資料編 | ○ 1 - 1 | 近年の災害時における市内の被害状況 |
| | ○ 1 - 2 | 府における主要被害地震 |

第3節 防災の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、国、府、市及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

本市における防災に関する基本方針は、次のとおりとする。



第4節 災害の想定

第1 想定災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市構造等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 津波災害
- 3 風水害
- 4 鉄道災害
- 5 道路災害
- 6 危険物等災害
- 7 高層建築物災害
- 8 林野火災
- 9 竜巻災害

第2 地震被害想定

府は、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による内陸直下型地震と海溝型地震による被害を想定した。

以下の被害想定結果は、平成18年度に府が行った大規模地震の被害想定調査と平成25年度に府が実施した南海トラフ巨大地震による被害想定の結果のうち、本市に関わる被害想定結果を整理したものである。

1 大規模地震の被害想定（平成18年度実施）

（1）想定地震

- 内陸直下型地震 ①上町断層帯地震
②生駒断層帯地震
③有馬高槻断層帯地震
④中央構造線断層帯地震
- 海溝型地震 ⑤東南海・南海地震

（2）想定地震発生時の条件

- ・季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時頃
- ・気象条件 晴れ、超過確率1%風速（1年のうち3日程度はあり得る風速）

(3) 府の被害想定(平成18年度)に基づく本市における想定結果

想定地震	上町断層帯A 上町断層帯B	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線 断層帯	東南海・南海	
地震の規模	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.7~8.1	マグニチュード(M) 7.9~8.6	
	計測震度 A)5強~6強 B)5強~7	計測震度 4~5強	計測震度 4~5弱	計測震度 6弱~6強	計測震度 5強~6弱	
建物全半壊 棟数	全壊 A)3,157棟 B)11,359棟 半壊 A)4,845棟 B)9,321棟	全壊 5棟 半壊 15棟	全壊 0棟 半壊 1棟	全壊 473棟 半壊 1,066棟	全壊 511棟 半壊 1,100棟	
	炎上出火 件数	A)2(3)件 B)13(16)件	0(0)件	0(0)件	0(0)件	0(0)件
死傷者数	死者 A)18(27)人 B)224(338)人 負傷者 A)1,667(2,437)人 B)2,073(3,002)人	死者 0(0)人 負傷者 3(5)人	死者 0(0)人 負傷者 0(0)人	死者 1(1)人 負傷者 282(415)人	死者 1(2)人 負傷者 314(448)人	
	り災者数	A)30,118人 B)77,689人	63人	2人	5,317人	4,244人
避難所 生活者	A)8,735人 B)22,530人	19人	1人	1,542人	1,231人	
ライフライン	停電	A)7,584軒 B)23,359軒	0軒	0軒	1,213軒	1,213軒
	ガス供給停止	A)28,000戸 B)51,000戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	断水	A)33.8% B)82.0%	11.3%	0.0%	12.3%	5.3%
	電話不通	A)3,029回線 B)22,721回線	168回線	0回線	1,683回線	0回線

※上記想定結果は、「平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」による。なお、各地震における被害想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。

※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ(A)と南部に破壊開始点を設定するシナリオ(B)の結果が大きく異なることから、2つのシナリオが採用されている。

※出火件数は1日間の合計値。()内は3日間の合計値

※死傷者数の()内は早朝に発生したときの値

2 大規模地震の被害想定(平成25年度実施)

(1) 想定地震

海溝型地震 南海トラフ巨大地震(陸側ケース)

(2) 想定地震発生時の条件

・季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時頃

・気象条件 晴れ、超過確率1%風速（1年のうち3日程度はあり得る風速）

(3) 府の被害想定（平成25年度）に基づく本市における想定結果

想定地震	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード (M) 9.0～9.1	
	計測震度6弱	
建物全半壊棟数	全壊 148棟（揺れ125、液状化17、急傾斜地6） 半壊 2,696棟（揺れ2,473、液状化85、津波131、急傾斜7）	
出火件数（炎上1日夕刻）	4件	
死傷者数（冬18時）	死者 15人（建物被害6、津波7、屋内収容物移動・転倒等2） 負傷者 600人（建物被害305、津波145、ブロック塀・自動販売機等の転倒等6、屋内収容物移動・転倒等144） ※いずれも津波の早期避難率が低い場合の値	
要救助者数（冬18時）	310人（建物被害20、津波290）	
避難者数	1日後	2,725人（避難所1,731人、避難所以外994）
	1週間後	7,145人（避難所3,608人、避難所以外3,537）
	1カ月後	6,505人（避難所1,952人、避難所以外4,554）
	約40日後	1,332人（避難所400人、避難所以外932）
ライフライン	停電	62,000軒（1日後）
	ガス供給停止	0戸（1日後）
	電話不通	固定電話：22,000加入契約者（1日後）、携帯電話：306停波基地局（1日後）
	水道断水	28,000人（1日後）
	下水道機能支障	5,500人（1日後）

第3 南海トラフ防災対策推進地域

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成25年12月に改正南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「法」という。）が施行され、法第3条の規定に基づき、平成26年3月28日に1都2府26県707市町村が南海トラフ防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。府では、本市をはじめ33市8町1村が推進地域に指定された。

なお、推進地域の指定基準は、次のとおりであるが、本市は震度に関する基準に該当する。

- (1) 震度に関する基準
震度6弱以上となる地域を基準とする。
- (2) 津波に関する基準
海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。
・「大津波」（3m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域
- (3) 推進地域の指定単位について
防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。
なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。
- (4) 防災体制の確保等の観点からの指定について
周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。
また、過去に発生した南海トラフ地震等で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

第5節 防災関係機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 和泉市

1 各部室等共通

- (1) 所管施設の防災対策及び訓練に関すること。
- (2) 所管施設等の被害状況の本部事務局及び府の各所管部局への報告に関すること。
- (3) 所管施設の被災調査及び応急復旧に関すること。
- (4) 所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること。
- (5) 担当避難所の開設及び運営に関すること。
- (6) 個別事務分掌以外の事務で、部内の各課・室等が和泉市事務分掌規則の規定により所掌する事務。

2 本部事務局（市長公室）

- (1) 防災対策の総合調整に関すること。
- (2) 防災会議に関すること。
- (3) 防災組織・体制の整備・充実に関すること。
- (4) 防災に係る教育（啓発）・訓練に関すること。
- (5) 災害対策（警戒）本部会議に関すること。
- (6) 災害広報及び災害広報体制の整備に関すること。
- (7) 気象情報及び被害情報の収集・伝達に関すること。
- (8) 災害時の職員の服務及び被災状況の把握並びにこれらの総括に関すること。
- (9) 応援又は派遣職員の受入れに関すること。
- (10) 非常用物資・資機材の備蓄に関すること。
- (11) 避難所の開設及び運営に関すること。
- (12) 業務システムの管理及び運用に関すること。
- (13) 防災行政無線の運用及び非常・緊急通信に関すること。
- (14) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (15) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (16) 府、自衛隊、市町村等への応援又は派遣要請及び応援等に係る連絡調整に関すること。
- (17) 町会等との連絡調整及び災害広報に関すること。
- (18) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (19) 総合相談窓口に関すること。
- (20) ボランティアの受入れに関すること。
- (21) 災害時用臨時ヘリポートに関すること。
- (22) 災害救助法の適用に関すること。
- (23) 復興に係る市政の総合企画及び調整に関すること。
- (24) 災害対策（警戒）本部長の特命に関すること。
- (25) 災害対策（警戒）本部長等の秘書に関すること。

- (26) 視察、見舞等の来庁者・電話等の対応に関すること。
- (27) 家賃補助金の支給に関すること。
- (28) その他災害対策活動の総合企画及び調整に関すること。

3 総務部（総務部・議会事務局・行政委員会総合事務局・会計室）

- (1) 物資、資機材及び車両の調達体制の整備に関すること。
- (2) 災害用物資、資機材及び車両の調達に関すること。
- (3) 仮設電話の設置に関すること。
- (4) 市議会議員との連絡調整に関すること。
- (5) 災害対策に係る財政措置及び予算執行に関すること。
- (6) 災害関係経費の支払いに関すること。
- (7) 建築物及び宅地等の被災調査及び被災程度の判定並びに災証明書の交付に関すること。
- (8) 応急医療に係る和泉市立総合医療センターとの連絡調整に関すること。
- (9) 多言語化による相談支援体制に関すること。

4 環境産業部

- (1) し尿及び廃棄物の処理体制並びに防疫体制の整備に関すること。
- (2) 物資等の搬送及び配給に関すること。
- (3) し尿、ごみ及びびがれきの処理に関すること。
- (4) 仮設トイレの設置に関すること。
- (5) 防疫に関すること。
- (6) 被災地及び各避難所の環境衛生及び環境保全に関すること。
- (7) 被災商工業者の被害状況調査に関すること。
- (8) 被災商工業者に対する災害特別融資に関すること。
- (9) 被災農林業者の被害状況調査に関すること。
- (10) 被災農林業者に対する災害特別融資に関すること。
- (11) 農林業施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
- (12) 遺体の火葬等に関すること。
- (13) 被災者の転入、転出等異動状況の把握に関すること。
- (14) 被災者の保険診療に関すること。

5 生きがい健康部

- (1) 応急医療・健康維持活動に係る体制の整備に関すること。
- (2) 福祉避難所及び避難行動要支援者の収容に係る体制の整備に関すること。
- (3) 応急医療に係る医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に関すること。
- (4) 医薬品等の調達に係る薬剤師会との連絡調整に関すること。
- (5) 医療機関の被害状況調査に関すること。
- (6) 被災者の健康管理に関すること。
- (7) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び救援に関すること。
- (8) 社会福祉施設等との連絡調整に関すること。
- (9) 災害弔慰金、見舞金等の支給に関すること。
- (10) 災害援護資金等の貸付に関すること。
- (11) 義援金、救援物資の受入れ及び配分に関すること。

(12) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。

6 都市デザイン部

- (1) 市街地の整備計画に関する事。
- (2) 防災空間の確保に関する事。
- (3) 建築物の耐震化、防火及び安全化に関する事。
- (4) 宅地及び建築物の応急危険度判定に係る体制の整備に関する事。
- (5) 都市基盤施設の防災機能の強化に関する事。
- (6) 応急復旧資機材の備蓄に関する事。
- (7) 宅地及び建築物の応急危険度判定に関する事。
- (8) 被災者の市営住宅等への一時入居に関する事。
- (9) 応急仮設住宅に関する事。
- (10) 被災住宅の応急修理及び障害物除去に関する事。
- (11) 住宅相談に関する事。
- (12) 市有建築物の応急復旧に関する事。
- (13) 土木施設の耐震対策に関する事。
- (14) 土砂災害の防止に関する事。
- (15) 河川、水路の水害防止に関する事。
- (16) 水防活動に関する事。
- (17) 土砂災害応急対策活動に関する事。
- (18) 避難路及び緊急交通路の確保並びに関係機関との連絡調整に関する事。
- (19) 道路障害物の除去に関する事。
- (20) 道路、橋梁等の被災調査及び応急復旧に関する事。
- (21) 河川、水路等の被災調査及び応急復旧に関する事。

7 上下水道部

- (1) 上水道施設の整備及び防災対策に関する事。
- (2) 下水道施設の整備及び防災対策に関する事。
- (3) 上水道施設の被災調査及び応急復旧に関する事。
- (4) 下水道施設の被災調査及び応急復旧に関する事。
- (5) 給水活動に関する事。

8 消防本部

- (1) 防火等に係る啓発に関する事。
- (2) 火災予防対策に関する事。
- (3) 危険物等災害及び予防対策に関する事。
- (4) 消防力の充実にに関する事。
- (5) 活動体制の整備に関する事。
- (6) 活動資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する事。
- (7) 広域消防応援体制の整備に関する事。
- (8) 消防団の活動に関する事。
- (9) 災害情報の収集・伝達に関する事。
- (10) 避難の勧告・指示及び誘導に関する事。

- (11) 消火、救助、救急活動に関する事。
- (12) 行方不明者の捜索に関する事。
- (13) 緊急消防援助隊（広域消防応援隊）の受入れ及び配備に関する事。
- (14) 水防活動に関する事。

9 教育部（学校教育部・こども部・生涯学習部）

- (1) 防災教育に関する事。
- (2) 災害時の応急教育に関する事。
- (3) 児童及び生徒の避難に関する事。
- (4) 被災児童及び生徒の就学援助に関する事。
- (5) 被災児童の就園援助に関する事。
- (6) 被災児童及び生徒の救護に関する事。
- (7) 避難所の開設等に対する協力に関する事。
- (8) 応急保育の実施に関する事。
- (9) 文化財応急対策に関する事。

第2 大阪府

1 大阪府政策企画部危機管理室

災害予防、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関する事。

2 大阪府鳳土木事務所

所管する公共土木施設の防災対策、水防活動及び水防警報等の伝達並びに被災施設の復旧等に関する事。

3 大阪府和泉保健所

- (1) 災害時における保健衛生活動・医療救護活動に関し、本市が処理する事務又は業務の指導、指示等の連絡調整に関する事。
- (2) 大阪府災害対策本部、災害医療本部が設置された場合の地域災害医療本部の設置に関する事。

4 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- (1) 災害時における本市域の農地、農業用施設等の調査、報告、情報の収集に関する事。
- (2) 災害復旧に関する事。
- (3) 農地防災事業の推進に関する事。

第3 大阪府警察（和泉警察署）

- 1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事。
- 2 被災者の救出救助及び避難指示に関する事。
- 3 交通規制・管制に関する事。
- 4 広域応援等の要請・受入れに関する事。
- 5 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事。
- 6 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事。
- 7 災害資機材の整備に関する事。

第4 指定地方行政機関

1 近畿農政局大阪地域センター

- (1) 応急用食料品及び米穀の供給に関する事。

2 大阪管区气象台

- (1) 観測施設等の整備に関する事。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する事。
- (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。

3 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事。
- (2) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関する事。
- (3) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関する事。
- (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事。
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事。
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関する事。
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関する事。
- (8) 緊急物資及び人員輸送活動に関する事。
- (9) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関する事。

第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団（第37普通科連隊））

- (1) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事。
- (2) 災害派遣に関する事。
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 日本郵便株式会社近畿支社

- (1) 災害時における郵政事業及び窓口業務の確保に関する事。
- (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事。
- (3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。

2 西日本旅客鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、南海バス株式会社

- (1) 鉄道及びバス施設の防災管理に関する事。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
- (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事。
- (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
- (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。

3 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事。
- (4) 災害時における重要通信確保に関する事。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事。

4 KDD I 株式会社（関西総支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事。
- (4) 災害時における重要通信確保に関する事。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。

5 日本赤十字社（大阪府支部）

- (1) 災害医療体制の整備に関する事。
- (2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事。
- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。
- (4) 義援金品の募集、配分等の協力に関する事。
- (5) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事。
- (6) 救援物資の備蓄に関する事。

6 日本放送協会（大阪放送局）

- (1) 防災知識の普及等に関する事。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事。
- (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事。
- (4) 気象予警報等の放送周知に関する事。
- (5) 避難所等への受信機の貸与に関する事。
- (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (7) 災害時における広報に関する事。
- (8) 災害時における放送の確保に関する事。
- (9) 災害時における安否情報の提供に関する事。

7 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関する事。
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
- (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事。

8 大阪ガス株式会社（南部導管部）

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関する事。
- (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事。
- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関する事。
- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。

9 日本通運株式会社（堺支店）

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事。
- (2) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事。

10 関西電力株式会社（岸和田営業所）

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関する事。

- (2) 災害時における電力による二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

11 光明池土地改良区

- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
- (3) 湛水防除活動に関すること。
- (4) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。
- (5) 災害時における災害用水の確保に関すること。

12 一般社団法人和泉市医師会

- (1) 災害時における医療救護活動に関すること。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

13 和泉市歯科医師会

- (1) 災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

14 和泉市薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護及公衆衛生の活動に関すること。
- (2) 医薬品の確保及び供給に関すること。

15 一般社団法人大阪府LPガス協会

- (1) LPガス施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関すること
- (3) 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関すること
- (4) 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関すること

16 大阪広域水道企業団

- (1) 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関すること。
- (2) 水道用水・工業用水道の被害情報に関すること。
- (3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること。
- (4) 水道用水及び工業用水の供給確保に関すること。
- (5) 応急給水及び応急復旧に関すること。
- (6) 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関すること。

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 泉北水道企業団

- (1) 水道施設の整備に関すること。
- (2) 水道施設における被害調査及び応急復旧対策に関すること。
- (3) 応急給水に関すること。

2 泉北環境整備施設組合

- (1) 災害時におけるごみ、がれきの処理に関すること。
- (2) 災害時におけるし尿の処理に関すること。
- (3) 王子川都市下水路における被害調査及び応急復旧対策に関すること。

3 その他公共的活動を営むもの

いずみの農業協同組合、和泉商工会議所等の産業経済団体、市社会福祉協議会等の社会福祉事業団体、町会・自治会、自主防災組織等の地域住民組織、大量の危険物を貯蔵及び取り扱う事業所、ため池管理者、その他公共的活動を営むものは、市の行う防災活動に対して公共的業務に応じて協力する。

資料編 ○ 1-3 防災関係機関連絡先一覧

第6節 住民、事業所の基本的責務

「自らの安全は自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の維持に努める。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

第7節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会経済情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

なお、修正にあたっては、女性、高齢者や障がい者等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、原則として次の手順で行う。

- 1 市防災会議は関係機関の意見等を聞き、地域防災計画修正案を作成する。
- 2 市防災会議は、地域防災計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第4項の規定により、府知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。なお、公表の手段として、市広報紙・ホームページに掲載する等により周知する。
- 3 市防災会議を開催し、地域防災計画を審議・決定する。

第8節 計画の推進

この計画を推進するにあたり、必要となる細部の事項については、防災関係機関において定める。

また、災害対策基本法に定義される災害以外の災害や事件・事故等の危機事象への対処については、危機管理指針を作成し、住民の生命、身体及び財産に及ぼす被害や損失の防止・軽減を図る。